

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市常磐土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）高木地区）を行うことについて令和2年3月5日認可した。

令和2年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造